

生産性向上
&
業務効率化

■生産性向上や業務効率化等に取り組みませんか？

補助金・助成金等で設備・IT導入等を支援します

支援策①

ものづくり補助金

- ◎革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等に係る経費の一部を補助します。
＜詳細はホームページにてご確認ください＞

【お問い合わせ先】

▶ものづくり補助金事務局

TEL：050-8880-4053

受付時間：10:00～17:00（土日祝日除く）



支援策②

IT導入補助金

- ◎生産性向上に資するITツール（ソフトウェア）の導入に係る経費の一部を補助します。
＜詳細はホームページにてご確認ください＞

【お問い合わせ先】

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 コールセンター

TEL：0570-666-424

事業の詳細：サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局

▶IT導入補助金2021



支援策③

小規模事業者持続化補助金

- ◎小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組に係る経費の一部を補助します。
＜詳細はホームページにてご確認ください＞

【お問い合わせ先】 補助金事務局

・商工会地域の事業者は[こちら](#)からご確認ください。

（※所在地によって連絡先が異なります）

・商工会議所地域の事業者は[こちら](#)からご確認ください。

商工会地域

商工会議所
地域



支援策④

中小企業の投資を
後押しする大胆な
税制支援

- ◎生産性向上のための設備投資を支援します。

・先端設備等導入計画に基づく固定資産税の軽減（ゼロ～1/2）

【お問い合わせ先】

新たに導入する設備が所在する市区町村

（「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る）



・中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制による
特別償却または税額控除

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター

▶中小企業税制パンフレット



支援策⑤

業務改善助成金

- ◎生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、事業場内最低賃金を引き上げた企業に、一定額を助成します。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

▶雇用環境・均等部（室）所在地一覧



支援策⑥

働き方改革推進
支援助成金

- ◎出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省力化等、労働時間短縮や生産性向上に係る取組に、一定額を助成します。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

▶雇用環境・均等部（室）所在地一覧



支援策⑦

事業再構築補助金
（中小企業等事業再
構築促進事業）

- ◎新型コロナウイルス感染症の影響下、新分野展開、業態転換等の思い切った事業再構築の取組に係る経費の一部を補助します。

<詳細はホームページにてご確認ください。>

【お問い合わせ先】

事業再構築補助金事務局コールセンター

<ナビダイヤル>0570-012-088

<IP電話用> 03-4216-4080

受付時間：9:00~18:00（日祝日除く）

事業の詳細：

▶事業再構築補助金事務局ホームページ



参考

支援策⑤⑥

「業務改善助成金」、「働き方改革推進支援助成金」等の助成要件など

厚生労働省ホームページの「労働条件等関係助成金のご案内」をご覧ください。

▶労働条件関係助成金のご案内



「働き方改革」を阻害する不当な行為を しないよう気を付けましょう!!

以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

01 買ったとき

(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例① 短納期発注による買ったとき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。



事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。



02 減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかった。



03 不当な給付内容の変更・やり直し

(下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



04 受領拒否

(下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



05 不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ロ)

事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん

取引上の悩み を抱えていませんか？



下請かけこみ寺 にご相談ください!

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスをを行います。



悩んだらここに相談を！

下請かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国48か所

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの取引上の悩み相談をお受けします。

秘密厳守

匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



中小企業庁委託事業

(公財)全国中小企業振興機関協会

無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ①支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。
- ③長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。



電話相談

電話で相談員がお答えします

下請かけこみ寺 (電話受付)ダイヤル

0120-418-618

【受付時間】
平日9:00～12:00 / 13:00～17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。



オンライン相談

オンライン上の対面で
相談員がお答えします



対面相談

対面で相談員がお答えします

調停による 紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

消費税の転嫁等に係る 取引上の相談に応じています。

消費税転嫁等に関するご相談はこちら

0120-300-217

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。



下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています

本部:(公財)全国中小企業振興機関協会 ……	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター ……	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター ……	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ ……	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター ……	017-775-3234	(公財)京都産業21 ……	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター ……	019-631-3822	(公財)大阪産業局 ……	06-6744-1133
(公財)みやぎ産業振興機構 ……	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター ……	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター ……	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター ……	0742-36-8311
(公財)山形県企業振興公社 ……	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団 ……	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター ……	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構 ……	0857-52-3011
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構 ……	029-224-5317	(公財)しまね産業振興財団 ……	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター ……	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団 ……	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構 ……	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構 ……	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社 ……	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団 ……	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター ……	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構 ……	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社 ……	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団 ……	087-868-9904
(公財)神奈川県産業振興センター ……	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団 ……	089-960-1102
(公財)にいがた産業創造機構 ……	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター ……	088-845-7110
(公財)長野県中小企業振興センター ……	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター ……	092-622-6680
(公財)やまなし産業支援機構 ……	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構 ……	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団 ……	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団 ……	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構 ……	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団 ……	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター ……	058-277-1092	(公財)大分県産業創造機構 ……	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター ……	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構 ……	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構 ……	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター ……	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構 ……	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社 ……	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺においてお電話で受付しております。また、ホームページからも受付しております。

下請かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの
取引上の悩み相談をお受けします。

0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

生産性向上を目指す皆様へ

「ものづくり・商業・サービス補助金」が さらに使いやすくなりました

「ものづくり補助金」だからできること。

補助上限 1,000万円または3,000万円、補助率 1 / 2（原則）
で新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

※一般型は補助上限1,000万円、グローバル展開型は補助上限3,000万円

また、対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの
改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

補助率 2 / 3（低感染リスク型ビジネス枠）

誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する
中小企業等※なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①：付加価値額

要件②：給与支給総額

要件③：事業場内最低賃金

+ 3 %以上/年

+ 1.5 %以上/年

地域別最低賃金 + 30 円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。
また、革新性や事業性等の審査がございます。年によって異なりますが、例年は 2～3 倍程度の採択倍率です。

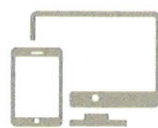
かつてない「使いやすさ」へ。



データ連携や海外展開等の
高度な取組や事業計画策定
を支援できるメニューを用意



最適なタイミングでの申請、あらゆる補助金の手続きを
十分な準備・事業期間の
確保が可能に



一つのポータルサイトに
集約
(J-Grants)



新型コロナウイルス感染拡大
に対応し、ビジネスモデル
の転換に取り組む事業者
向けに低感染リスク型ビジネス
枠(新特別枠)を創設

※詳細については、裏面（次ページ）を参照下さい。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置
並びに令和3年度当初予算で措置

活用例

事例①(通常枠)

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入。

事例②(低感染リスク型ビジネス枠)

物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発
(例 AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発(部品開発を含む)、オンラインビジネスへの転換等)

新しいメニューで、様々な取組に対応。

予算	事業類型	概要	補助上限	補助率
R1補正予算・ R2補正予算 (ものづくり・ 商業・サービス 生産性向上 促進事業) ※個者 ※中小機構が 実施	一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。(通常枠)	1,000万円	1/2 小規模 2/3
		新型コロナウイルスの感染拡大が継続している中で、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた前向きな投資を支援。(低感染リスク型ビジネス枠)	1,000万円	2/3
	グローバル展開型	海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引上げ。	3,000万円	1/2 小規模 2/3
	ビジネスモデル構築型	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助。 (例: 面的デジタル化支援、デザイン経営実践支援、ロボット導入FS等)	1億円	大企業1/2 上記以外2/3
R3当初予算 (ものづくり・ 商業・サービス 高度連携 促進事業) ※連携体 ※経産省が実施	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクトを最大2年間支援。 (連携体は5者まで)	2,000万円/者	1/2 小規模 2/3
	サプライチェーン効率化型	幹事企業が主導するサプライチェーン全体を効率化する取組を支援。 (連携体は10者まで)	1,000万円/者	1/2 小規模 2/3

＜令和元年度補正・令和2年度第3次補正予算ものづくり補助金（一般型（低感染リスク型ビジネス枠含む）、グローバル展開型）の今後のスケジュール＞

ものづくり補助金事務局

11月11日(木) 公募開始

12月1日(水) 電子申請受付

2月8日(火) 応募締切(9次締切) ※低感染リスク型ビジネス枠は9次締切が最終公募となります。

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください



※本事業の各締切において不採択だった方は、9次締切に再度ご応募いただくことが可能です。9次締切分の採択発表は、令和4年3月下旬を予定しています。一般型とグローバル展開型は同じスケジュールで、9次締切後も申請受付を継続し令和4年度内に複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時採択発表を行います(予定は変更する場合があります)。

重要！：本補助金の申請にはGビズID(アカウント)の取得が必要です。
ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID

検索



販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

ECサイトを開設したい
ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい

✓ 持続化補助金

<一般型>

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50万円※共同申請可能

補助率：2／3

補助対象：店舗改装、チラシ作成、広告掲載など

※第7回公募より賃金引上げ枠を創設。従業員の賃金引上げに積極的
に取り組む事業者を優先採択します。

<低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組
や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援

補助額：上限100万円

補助率：3／4

補助対象：対人接触機会の減少を目的としたテイクアウ
ト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など

※感染防止対策費は補助金総額の1/4を上限に支援（特別措置裏面参照）
詳細は、裏面をご覧ください

令和元年度補正予算、令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置

持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の**97.5%**が**客数増加**、**96.0%**が**売上増加**を実感！

※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例①（一般型）

宿泊・飲食事業等を行う旅館が、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムを活用やムスリム対応情報を発信した結果、**問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も2割程度増加**。

事例②（低感染リスク型ビジネス枠）

ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行うとともに、オンライン予約制とするためのシステムを導入。

特別措置

緊急事態措置に伴う特別措置（低感染リスク型ビジネス枠のみ）

2021年1月以降に発令された緊急事態措置の影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した場合。

①補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4(最大25万円)から、**1/2(最大50万円)へ引き上げます。**

②審査時における加点措置を講ずることにより**優先採択**。

※詳細は公募要領をご覧ください

今後のスケジュール

<一般型>

応募締切：2022年2月4日(金)(7次締切)

当日消印有効

※第8回受付締切以降(2022年度以降)については、今後改めてご案内します。

一般型事務局HP

商工会地域HP



商工会議所地域HP



お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地域HPをご参照ください。

03-6747-4602

jGrantsによる電子申請／書類郵送で受付

<低感染リスク型ビジネス枠>

応募締切：2021年11月10日(水)(4次締切)

：2022年1月12日(水)(5次締切)

：2022年3月9日(水)(6次締切)

低感染リスク型ビジネス枠事務局HP等

補助金事務局HP



03-6731-9325

jGrants (ID取得)



jGrantsによる電子申請のみの受付

※申請に必要な**GビズIDプライムアカウント**の発行には**数週間がかかります**ので、申請をお考えの方は、**先にアカウントを発行することをお勧めします。**

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい 働き方改革・コロナ対策を進めたい 全社的なDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。
まずはIT導入補助金をチェック✓。

✓ IT導入補助金

（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など
生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等の中小企業等が対象。

事業類型	通常枠		NEW 低感染リスク型ビジネス枠	
	A類型	B類型	C類型 （低感染リスク型ビジネス類型）	D類型 （テレワーク対応類型）
補助 下限額・ 上限額	30万～ 150万円 未満	150万～ 450万円	30万～ 450万円	30万～ 150万円
補助率	1/2		2/3	
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、 導入関連費		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象	

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金＋30円以上」を満たすこと等を加点要件（一部事業者等については申請要件）とします。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で
中小機構に措置

低感染 リスク型 ビジネス枠

低感染リスク型ビジネス類型・テレワーク対応類型の創設

- ✓ 補助率は2 / 3です。
- ✓ 「低感染リスク型ビジネス類型」は、複数のプロセス（販売管理と労務など）を非対面化・連携し、一層の生産性向上を図るITツールの導入を支援します。
- ✓ 「テレワーク対応類型」は、生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入を支援します。

補助金 活用事例

事例①（通常枠）

担当者の交代や後継者問題など、“人”の課題が顕在化。『長年の勘』からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の見える化を行い、売上が増加。

事例②（低感染リスク型ビジネス類型）

顧客対応や決済業務の対面実施による感染リスクが存在。「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」を同時導入することで、顧客と従業員間の業務の非対面化と効率化を実現。

事例③（テレワーク対応類型）

テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入することで非対面化と効率化を実現。

<IT導入補助金2021の今後のスケジュール>

公募開始：令和3年4月7日（水）

5次締切：令和3年12月22日（水）17:00まで

※ 通常枠・低感染リスク型ビジネス枠ともに

5次が最終締切予定ですのでご注意ください。

（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

応募方法等の
詳細はこちらから
ご確認ください

サービス等生産性向上
IT導入支援事業事務局
ポータルサイト



事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

- (a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。

※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。

(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。

(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円
補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

緊急事態宣言特別枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～9月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数5人以下 : 100万円～500万円
従業員数6～20人 : 100万円～1,000万円
従業員数21人以上 : 100万円～1,500万円

補助率 中小企業 3/4
中堅企業 2/3

最低賃金枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数5人以下 : 100万円～500万円
従業員数6～20人 : 100万円～1,000万円
従業員数21人以上 : 100万円～1,500万円

補助率 中小企業 3/4
中堅企業 2/3

大規模賃金引上枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助額 従業員数101人以上 : 8,000万円～1億円

補助率 中小企業 2/3
(6,000万円超は1/2)
中堅企業 1/2
(4,000万円超は1/3)

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

→飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業

→衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

製造業

航空機部品製造

→ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 10月28日、第4回公募を開始しました（申請受付は11月中旬開始予定）。締切りは12月21日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00（日祝日を除く）】
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※gBizIDプライムの発行には、数週間程度時間を要します。本補助金の申請をお考えの方は余裕をもったID取得の申請をお勧めします。なお、申請〆切りまでに取得が間に合わない方は「暫定ID」での申請も可能です（詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください）。

→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

→ https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



事業再構築補助金事務局HP